

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和8年3月9日（月曜日）		
開 会	午前10時0分	閉 会	午後3時51分
場 所	市役所本庁舎6階 6-7, 6-8会議室		
出席委員 (7名)	委員 長 加藤 茂樹 副委員 長 谷口 明子 委 員 足立 考史 秋山 智博 太田 縁 吉田 博幸 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	金田 靖典		
事務局職員	局長補佐兼庶務係長 毛利 元 議事係主任 岡崎 圭涼		
出席説明員	<p>【水道局】</p> 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 川戸 敏幸 次長兼総務課長 渡辺 寛存 次長兼給水維持課長 中村 賢司 総務課課長補佐 長石 和久 総務課総務係長 山本 信二 総務課主幹 竹田 美智子 経営企画課長 青木 達矢 経営企画課課長補佐 横原 慎吾 経営企画課広報係長 河上 貴志 資産管理課長 太田 憲男 資産管理課課長補佐 石原 崇央 料金課長 楮原 昌宏 料金課課長補佐 佐々木 基 給水維持課課長補佐 桑村 紀幸 工務課長 谷口 洋一 工務課課長補佐 余悟 純生 浄水課長兼水質検査室長 大島 徳明 浄水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 木本 裕治 南地域水道事務所長補佐 川口 英司 西地域水道事務所長 末石 匡昭 西地域水道事務所長補佐 尾崎 信二 <p>【下水道部】</p> 下水道部長 坂本 宏仁 次長兼下水道経営課長 戸田 昭弘 次長兼下水道建設課長 山口 真二 下水道企画課長 守山 信敏 下水道企画課課長補佐 藤田 浩一 下水道企画課財務係長 尾崎 仁恵 下水道企画課企画係長 田中 聡大 下水道企画課下水道管理室長 増田 泰則 下水道企画課下水道管理室主査 田中 宏典 下水道経営課課長補佐 太田 順二 下水道経営課普及係長 中澤 崇 下水道建設課課長補佐 岸本 直章 下水道建設課主査 黒井 広成 下水道建設課主査 萩 義紀		

	<p>【都市整備部】</p> <p>都市整備部長 山根 陽一 次長兼都市企画課長 河田 耕一</p> <p>都市企画課課長補佐 岩崎 勝紀 交通政策課長 宮谷 卓志</p> <p>交通政策課課長補佐 森本 英幸 まちなか未来創造課課長 筒井 真二</p> <p>まちなか未来創造課課長補佐 河上 大輔 次長兼河川公園課長 徳田 剛</p> <p>河川公園課課長補佐 林 克行 河川公園課主査 藤木 保州</p> <p>河川公園課主査 西垣 真志 次長兼道路課長 田村 温</p> <p>道路課課長補佐 田中 裕史 次長兼建築指導課長 森田 健</p> <p>建築指導課参事 米原 和昭 建築指導課参事 山崎 修</p> <p>建築指導課課長補佐 小林 雄二 建築住宅課長 宮部 将</p> <p>建築住宅課課長補佐 岡田 久司 建築住宅課課長補佐 竹森 潤一郎</p> <p>鳥取南地域工事事務所長 田中 和人 鳥取西地域工事事務所長 新田 洋介</p>
傍聴者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前10時00分 開会

【水道局】

◆加藤茂樹委員長 おはようございます。

ただいまから、建設水道委員会を開会します。まず、本日の日程でございますが、水道局の議案審査を行い、次に、下水道部、都市整備部と進めてまいります。

なお、令和8年度当初予算につきましては、前回同様、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、建設水道委員会と予算審査特別委員会建設水道分科会の切替えを行いますので、御承知おきください。

それでは、水道局の議案審査に入ります。初めに、水道事業管理者に挨拶いただいた後、審査に入りたいと思います。武田管理者。

○武田行雄水道事業管理者 おはようございます。

水道局でございます。ただいま、加藤委員長のほうから御案内がありましたように、本日、最初のほうで、建設水道委員会ということでございまして、工業用水道事業の条例の一部改正について、審査、審議いただきたいと思います。

その後、予算審査特別委員会ということで、令和8年度の水道事業の当初予算、また、工業用水道の当初予算、審議お願いしたいと思います。

世の中明るくなって、日が長くなりましたけれども、ここ二、三日寒いですが、健康に留意して、もう少し頑張って、議会を乗り切れればと思いますので、よろしく願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 審査に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う

際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いをいたします。また、質疑及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

**議案第 56 号鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
（質疑・討論・採決）**

◆加藤茂樹委員長 それでは、審査に入ります。議案第 56 号鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、前回の委員会において、執行部より説明をいただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 これ、条例改正ということのようですが、工業用水、イメージとしては、何か、私思ってるのは、青谷の関係があると思うんですけどね、県の企業局が、工業用水で、古海のほうに、かなり大規模な貯水槽ですか、貯水池っちゅうか、浄化する施設を整備されてますけど、この条例改正の中で、改正後で、かなり給水区域っちゅうのが、ようけありましてね、この地域の使用状況っちゅうか、まあ、ないと思いますけど、たまたま、こういう項目に条例を入れとるんかもわかりませんが、この実際の使用状況について、ちょっとお尋ねします。ちょっと待って、分からんか。質問の仕方が悪かったかな。というのが、基本計画の中に、給水区域っていうのがあったりして、それ、全区域になっておりますけど、対象が。実質は、実態はどうなのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 青木課長。

○青木達矢経営企画課長 経営企画課長の青木です。よろしくお願ひいたします。実際の今の使用状況ということで、御質問だったと思います。現鳥取市のほうの工業用水道事業につきましては、青谷の駅南ですね、駅の南にある工業団地というところが給水区域になっております。そこで、供給先は1者ということになっておりまして、今、責任水量制っていうことがございまして、1日当たり 200 立方メートルですね、必ず、使用してもしなくても、料金のほうは請求していただくというような形で、責任水量制っていうのを取っておりまして、実際の使用状況につきましては、その 200 立米の、言えば、中というか、内というか、そういった中で御使用になってるということで、そういう状況でございます。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 実際、青谷のほうの工業団地への 200 立米という使用ということで、この条例自体は、800 立米に変えられたと、5,800 を。ほとんど市内全域、この給水区域というのが、鳥取市除く、鳥取市全域っちゅうのが、各、一部の山間地帯の辺をはねた分となっておりますけど、これは、あくまでも、条例に入っているけど、そこまではないということですね、青谷だけということですね。だけえ、特に絞ってもいいように思ったけど、お願いします。

◆加藤茂樹委員長 青木課長。

○青木達矢経営企画課長 経営企画課長の青木です。多分、今の御質問なんですけど、多分、水道事業のお話をちょっとされてるのかなってところで。工業用水道事業に関しましては、青谷町の駅の南ですね、そこが給水区域になってるということでございます。

◆加藤茂樹委員長 それは水道事業っちゅうことだな。下が工業用ですね。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 水道事業と工業用水道事業ということ、2つの部分の設置等に関する条例という、新旧対照表、ああ、両方合わせた条例と、設置に対する。その中に、一部工業用水の関係も出てきたということで、立米数を減らしたっちゅうことですね。何だ、分かったような、分からんような感じだなあ、でも。水道を含めば、また違うような感じするけど、鳥取市全域っちゅうのがあって、水道区域の、上水道区域の、プラス、その中にも青谷のが入るということですね、分かりました。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。よろしいでしょうか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第56号鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決をします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◆加藤茂樹委員長 以上で、建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会に切り替えます。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え午前10時9分 休憩

建設水道委員会午前11時1分 再開

【下水道部】

◆加藤茂樹委員長 建設水道委員会を再開いたします。

初めに、下水道部長に挨拶いただいた後、審査に入りたいと思います。坂本部長。

○坂本宏仁下水道部長 おはようございます。下水道部の坂本です。本日は、前回の委員会、分科会で説明させていただきました3つの議案についての御審議をいただくということになりますが、それ以外に、昨年度より取組を進めておりました、下水道分野におけるカーボンニュートラルプラン、これができましたので、それについて報告をさせていただきます。市全体では、対2013年度比で、中間目標として2030年度、マイナス46%を達成するような目標を設定しておったんですけども、下水道分野の市の行政の事務事業の中でも、温室効果ガスの排出量が比較的多い部署でして、こちらについて、下水道分野単独で、中間目標を、高い目標を定めてですね、市全体の目標を加速化させるつもりでおりますので、こちらの推進に当たりまして、御

意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

- ◆加藤茂樹委員長 審査に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願ひいたします。

議案第 55 号鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆加藤茂樹委員長 それでは、審査に入ります。議案第 55 号鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、前回の委員会において、執行部より説明をいただいております。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「特になし」と呼ぶ者あり）

- ◆加藤茂樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結をします。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結をします。これより、議案第 55 号鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決をします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

鳥取市下水道等事業カーボンニュートラルプランの策定について（説明・質疑）

- ◆加藤茂樹委員長 続きまして、その他、報告事項に入ります。鳥取市下水道等事業カーボンニュートラルプランの策定についてを説明ください。守山課長。

- 守山信敏下水道企画課長 下水道企画課、守山です。それでは、2番、その他のですね、鳥取市下水道等事業カーボンニュートラルプランの策定について御説明いたします。資料といたしましては、配付しておりますA3横判のですね、建設水道委員会の資料を御覧ください。

では、まず、1の策定の背景でございます。国内外の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組が進んでいるところでございますが、本市においても、2021年に、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明いたしております。下水道部といたしましても、これに呼応し、下水道等事業経営戦略へ重点施策として位置づけておりまして、取組を推進していくために、本プランを策定するものでございます。

2の構想期間といたしましては、第3期鳥取市環境基本計画等と整合を図り、基準年度を2013年度、目標年度を2050年度、中間年度を2030年度と設定いたしております。

また、3の1のところ、基準年度におけます、下水道等事業の温室効果ガスの排出量は、

年間約2万トンでございまして、右のグラフに示しますとおり、その8割が、電力や燃料といったエネルギー消費に起因するものでございます。

3の2でございすけども、2023年度には、これまで取り組んできました消化ガス発電や、処理場の統廃合などにより、既に、21%が削減済みといったところでございます。さらに、今後、人口減少や節水意識の向上に伴う処理水量の減、電力会社の再生可能エネルギー導入などに伴いまして、2030年度で52%、目標年度であります2050年度で74%の削減が予測されているところでございます。

これらの状況を踏まえまして、4の削減目標といたしまして、中間年度2030年度に60%、目標年度2050年には実質ゼロ、カーボンニュートラルを目指すものということで、目標を設定してございます。

目標に掲げますカーボンニュートラル達成のためにはですね、4のところのグラフにちょっと記載してありますけど、一番右です。4,981トンの削減が必要となるということになります。

この削減のための主な取組といたしましては、下のところに掲げますが、大半の4,300トンの削減を、(1)の、設備更新に合わせた省エネルギー機器への更新や、効率的な運転管理の工夫など、省エネルギー化の推進による削減を想定しております。その他、創エネ等、下水道の処理過程で発生するエネルギーなど、下水道資源の有効活用や、雨水の流出抑制への協働などをはじめとする、市民や企業等、他分野との連携といった取組も併せて推進していくことといたしております。

なお、本分野の技術は、日々進歩している状況でございすので、これらの動向を注視しつつ、より効率的な手法を積極的に検討・活用しながら、柔軟に、今後取り組んでまいりたいと考えております。

なお、プランの詳細版につきましては、今年度中の公表を予定しておりまして、現在最終校正中でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 谷口です。今、この一番下の目標の達成のための主な取組ってということで、今、詳細については、今年度中に発表するというお話でありましたけれども、特に、この(2)の下水道資源の活用の、その処理過程で発生するエネルギーの活用とか、未利用地等の活用、また、その下にあります、他分野との連携のことですけども、先ほど少しおっしゃられましたけれども、具体的に、どのようなことが、今のところ考えておられるのか、ちょっと伺いたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 守山課長。

○守山信敏下水道企画課長 下水道企画課、守山でございます。(2)番と(3)番の部分のですね、具体的な取組の内容、どのようなものがあるかといった御質問を頂戴いたしております。先ほどございましたように、処理過程で、例えば発生するエネルギーというものでございすけども、例えば、実際にはあれなんですけども、例えば、簡単に言うと、どういったもんがあ

るかということでお話しさせていただきますが、水が入ってきて流れますので、そういった水の力を利用してですね、水力発電でありますとか、あと、処理の中でですね、メタン等のガスが発生いたします。そういったものを燃やすことでですね、発電を行ったり、例えば、うちの処理場では焼却炉がございますので、高温で焼却してしますので、その余熱を利用してですね、ほかの処理のほうに、加温が必要な処理のほうにですね、有効活用したりといったようなことが、処理としては、技術としては考えられると。

その他、未利用地として、処理場、かなり広い敷地がございますので、空いたところにですね、太陽光発電とかのパネルを置いてですね、発電とか、そういったものに活用すると。

（「8年度予算に上げとるって」と呼ぶ者あり）

○守山信敏下水道企画課長 今の太陽光に係る検討につきましては、8年度のほうにですね、その可能性調査のほうの費用も計上させていただいております。

その他、（3）番目の他分野との連携ということでございますけれども、先ほど申しました、例えばですね、これも、来年度予算で計上しておりますけれども、雨が降りまして、それがですね、そのままダイレクトに下水道等に流れますと、当然、途中で、どうしても川の水位が高くなると、ポンプ場っていいまして、ポンプで水を排除しなければならない、そういったことを少し軽減することによってですね、揚水する量を減らすとかですね、そういった取組でありますとか、これは、当然、官だけではできないので、市民の皆様の御協力をいただきながらやらなければならないと。

それから、冒頭にも少し触れましたけれども、節水型とかですね、少水量ですか、そういったようなことを皆さんが御協力いただくことで、下水道としては、すみません、汚水の流入量が減ると使用料が減るんですけど、そういった痛みはあるんですけど、そういったことで、処理場のですね、稼働しなければならない電力であったりとか、そういったものがかなり軽減されますので、そういったことについてですね、御協力いただくといったようなことがですね、施策としては考えられるというようなところでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 先ほどの説明のほうでもありましたけれども、今、いろいろ技術進歩が著しくあるってことでするので、しっかり見極めていただいて、より効率的なものを活用して、カーボンニュートラルのね、取組を進めていただければと思います。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。同じところの項目になるんですけども、この（1）、（2）、（3）に示されている削減量ですね、4,300、450、231とありますけど、非常に（1）が削減量が大きいと。この示されている根拠について、どういったふうな考え方なのかということ、もう一度お示しいただけたらと思います。

◆加藤茂樹委員長 守山課長。

○守山信敏下水道企画課長 下水道企画課、守山です。（1）、（2）、（3）の根拠につきましてでございます。基本的に、基準年、2023年度のですね、下水道の処理水量とか、そういったものを基にですね、現状で、どれぐらいの排出量があるかというのを積み上げて計算しております。

その中で、それぞれ、先ほど言いました（１）、（２）、（３）のですね、具体的な対策というのがあるんですけども、それについてはですね、もう既に技術ができてですね、大体どれぐらいの削減量が見込まれるかというようなものもございますし、新しい、まさに新しい技術とかもございまして、そういったものについては、メーカーとかにヒアリングを行いましてですね、今後、現状でですね、今のどんな技術が活用できるかというのを見込みを上げさせていただいて、それぞれに積算させていただいて、今ちょっとここに上げているような数字の配分になっているというものです。当然、（１）番とかでですね、処理場が老朽化したりとかしてまいりますんで、少しでも効率のいい機械とか、あとは、先ほどもありましたけど、施設の統廃合でですね、かなり削減できる部分がありますので、メインとしては、そちらのほうですね、（１）番のほうが大きな目標になっているということでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 御説明ありがとうございます。やはり、設備の更新であるとか、（１）番に重きを置かれているというところは、やっぱり費用対効果というか、当然、費用がかかってくるのかなというふうに思いました。

そこで、先ほど、市民の方に協力をお願いしないといけなけれどもとありました、（３）であるとか、（２）である、そういったところに、もう少しこう数字ですね、見える数字をですね、高くして、できるだけ設備の更新とか、いわゆる費用をかけないで取り組んでいく方法というんですかね、当然検討されていると思いますけれども、その辺りの、もう少し省エネ化とかですね、その辺について、何か具体的に費用がかからない方法っていうのを考えておられるのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 守山課長。

○守山信敏下水道企画課長 下水道企画、守山でございます。先ほどおっしゃいましたように、できるだけ、当然おっしゃられるようにですね、経費がかからなくてですね、より効率のいいものを目指すというのが大前提ということになりますけども、今回のカーボンニュートラルプランっていうのは、2050年までにですね、実質ゼロにするということがございますので、現状の技術の中でですね、どういうことをやったら達成できるかということで、ちょっと設定をさせていただいてます。谷口委員さんもおっしゃられたように、やっぱり新しい技術がどうしてもメインになってございますんで、当然、よりいいものがですね、これから出てくるんじゃないかなという期待も込めてですね、柔軟にちょっと取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 先ほどの御説明にも、メーカーのほうにヒアリングとかいう話もありました。

（３）のところの他分野との連携というところで、やはり、鳥取大学であるとか環境大学、あるいは、ほかの大学等もあろうかと思えます。そういったところの、ともしっかりと連携をして、先ほど来おっしゃってる新しい技術なり、設備なりの研究をですね、少しずつ進めていただくことを求めたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。

- ◆加藤茂樹委員長 以上で、建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会に切り替えます。

予算審査特別委員会建設水道分科会切替え午前11時19分 休憩

建設水道委員会午後1時15分 再開

【都市整備部】

- ◆加藤茂樹委員長 建設水道委員会を再開します。

初めに、都市整備部長に挨拶をいただいた後、審査に入りたいと思います。山根部長。

- 山根陽一都市整備部長 都市整備部の山根でございます。本日、お疲れのところ、恐れ入りますが、本日もよろしくお願いたします。

先日の委員会以降、少し暖かい日もあったんですが、おととい、昨日と気温も下がり、山沿いでは除雪作業も行ったところでございます。来週は、お彼岸になるんですけども、都市整備部としましては、もうしばらくは気が抜けない状況かなと思っております。

さて、本日の建設水道委員会ですけれども、先日御説明いたしました条例改正案でありますとか、市道の認定に関する質疑に加えまして、追加補正予算として、2億8,900万円余りの提案をさせていただいております。内容としましては、先議分の補正予算提出後に発生しました除雪経費に要するものであるとか、徳吉団地の漏水事故に伴う損害賠償に係る費用、並びに、業務委託の繰越しでございます。なお、損害賠償につきましては、専決処分の報告も、併せて行わせていただきます。

また、その他の報告事項としまして、今年度実施しました自動運転バスの実証事業の結果を取りまとめしましたので、御報告もさせていただきます。

その後、分科会におきまして、8年度の当初予算案について御審議いただくこととなります。執行部一同、できるだけ分かりやすい説明、答弁に努めますので、どうぞ御審議のほうよろしくお願いたします。

- ◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。

審査に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いたします。

議案第53号鳥取市景観形成条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆加藤茂樹委員長 それでは、議案第53号鳥取市景観形成条例の一部改正については、前回の委員会において、執行部より説明をいただいております。

質疑のある方は、発言をお願いします。太田委員。

- ◆太田 縁委員 太田です。景観条例について一部改正ということで、まず、附則にあります、条例は3月31日から施行で、新条例が、令和8年度の9月1日以降に届出の行ったものに対し

て適用、同日前に届出を行うものについては、従前の例によるということで、すみません、4番目に記載があるんですけども、この3月31日施行で、この9月1日、要するに決定ですね、運用が。この日にちを決められた理由について、もう一度御説明をお願いします。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。9月の1日より適用というところにつきましては、景観事前協議が、届出の120日前までということで、4か月前ということになっておりまして、それにプラス事前準備ということで、1か月をプラスして5か月前ということで、5か月間の猶予期間を取っているということです。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 ありがとうございます。理解しました。現在、特に、進捗があるというもの、というような案件があるかというようなことは、何かの届出途中のものがあるのかということはあるですか、そういったことは。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 現在、特に、そういった案件はございません。

◆太田 縁委員 分かりました。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 この案件については、特に駆け込みということはないでしょうというふうには思いますけれども、しっかり120日を確保されたという理解をさせていただきます。

次にですね、この事前協議制度ができることによって、随分、この景観についての考え方といますか、手続き、かなり日数を要するようなことになりまして、協議をしていくということが非常に重要だというふうには考えています。今後ですね、ここの場でも何度か申し上げます、松江の、松江城の前の大きなマンションの建設とか、随分松江市のほうも頑張っておられるようですが、なかなか、一度建てると決めたものが、元に戻らないというような経過がある中で、一般質問でも申し上げましたけども、今後、都市計画法なりで、高さ規制等、いわゆる、もう少し規制力のある法に、規制力のあるものにしていこうと思ったときに、都市計画法等を適用していくんだ、例えば、地区計画だとかってというようなお話があったかと思います。その辺りの考え方について、もう一度御説明いただけたらと思います。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。都市計画法による規制につきましては、まずは、まず、この眺望景観の考え方、これを、やっぱり住民の皆さんの合意形成であるとか、意識の醸成等が必要になってきますので、その辺りを見極めながら、そうですね、事業者さんとの意見交換の中で、そういった都市計画法による規制については、検討していきたいと考えています。

◆太田 縁委員 今後検討されていくということですけど、例えばですね、景観地域のバックゾーン100メートルであるとか、50メートルゾーンを決めて、都市開発を行っていかないとか、景観法の中で、用途地域の限定を検討していくとか、そういった、いろんな手法があるとは思いますが、まずは、この景観条例が改正になって、自分たちのまちをどうしていこうか、

そのときに、協議をしっかりと行っていくんだ、しかしながら、これは、規制、完全な規制ではないんだっていうところを、市民の方にしっかりと伝えていきながら、今後、市民の協力も得ながら、規制を決めていくという手続が、手続というか取組ですかね、そういったことが必要になるということ、もう少し市民に分かりやすく伝えていったほうが分かりやすい、分かりやすいんじゃないかと考えるんですが、その辺りはどうでしょうか、今回の条例改正に伴ってですね。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 そういった説明も必要になってくると思いますので、まずは、今、鳥取市の考えている眺望景観の形成方針、それを、まずはしっかり理解をしていただいて、その上で、今後、都市計画的な規制に移っていくに当たっては、市民の皆さんのほうと、お互いに調整をしていって、理解といたしますか、協議・調整をしていって、必要性があれば、規制、都市計画的な規制についても協議をしていきたいと思えます。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 例えば、山の稜線を著しく壊していくだとか、それから、久松山の眺望であったりとか、なかなかこう高さとか、大きさを表現しにくい部分があると思えます。ただ、久松山に関しましては、今回の規制であったり、この条例の改正によって、南北方向はしっかりやっているとと思うんですけど、東西ですね、通り、通りから、どういうふうに見えていくか、そういったことも含めて、今後しっかり検討していただいて、市民の方に、分かりやすく説明いただきたいと思えます。

重ねて、やはり、そんなに時間がないというか、割と急いで、そういう検討をしていただきたいというふうに思います。例えば、大型な風力であるとか、そういった建設等、進められてはいいですけども、そういった検討が行っている業者もありますので、そういったことも勘案すると、決して、ゆっくり検討していくのではなく、スピーディーに検討をしていくことを求めたいと思えます。以上です。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 この景観形成の条例について、特に、太陽光がですね、釧路の関係見ても、釧路湿原の関係で、かなり民間開発で取り組まれて、それを、また市が買収したと、今度、400万だかを、6,000万だか7,000万買い戻して、湿原を守るという格好で。ここの区域見ますと、太陽光の関係でね、景観形成のほうの条例もそうでしょうけど、市街化区域内のところについても、極端に言えば、前々から南安長の辺の徳洲会の予定地が、太陽光発電の一体になったということもあるし、例えば、伏野のほうの海岸線でも、介護施設が建てる予定が太陽光になると。非常に、下水道整備にしても、ますをつけたりして、管を持って、いろいろ、そういう格好で、負担金は取るわけですけど、使用料は取れないと、もう、半永久的に、10年、20年。その辺もあるんで、もう少し、その辺も連携しながら、どこが開発指導かどうか分かりませんし、経済観光部の支援かも分からないので、これ、もう少し規制を強化すべきかなというのを私思いましてね、常に。せつかく下水道で、お金をかけて迎えに来るとのに、管理、必要、何もならないような感じで、ただ、茫然と太陽光の団地だったり、そういうことだと、もったいないなあ

っちゅうのがあって、市街化区域の中でも、団地造成された、区画整理で。

その辺の考え方で見たら、この条例の中で、この景観形成区域で行うものと、久松山と、因幡白兔関係、鹿野城下町、分けとられるんですけど、その辺の、市街化区域内の、その辺が全体に当てはまるもんかどうか、その中に、そういう規制のほうで、また強化を図れるのか、その辺をちょっとお尋ねします。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 この景観法による規制は、鳥取市全域で考えておりまして、景観形成重点区域におきましては、さらに厳しい規制になってるところもありますけれども、鳥取市全域での太陽光・風力発電との景観誘導を行うというところで、特に、景観に大きな影響を与えますような規模の大きなもの、高さの高いものについては、事前、景観事前協議、鳥取市全域を景観事前協議制度の対象として取り組んでいく考えでおります。以上です。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 極端に言やあ、この条例の中で、全般的に、鳥取市全域と言われても、例えば、太陽光は築造面積が1,000平米、垂直設置型は3メートル、それ以下だったら問題ないという考え方でしょかね、市街中心地、中心市街地だろうと、その周辺にできても、空き地に、その辺の考え方をちょっと。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 先ほど委員の言われた、1,000平米と、高さが3メートルとか1.5メートル、これは、特定工作物として届出が必要になる規模を指しております。まず、それを届出対象、特定工作物としての届出対象として、その中で、今度は、景観計画による景観誘導を行っていきますので、例えば、今回の景観計画の改定の中では、これは、鳥取市全域におきまして、例えば、太陽光発電設備については、尾根線上であるとか、丘陵地、または高台での設置は避けることでありますとか、太陽光発電設備・風力発電設備については、主要な展望地や幹線道路からの視認に対して、周辺景観を阻害しないよう配置や高さに配慮することであるとか、太陽光発電については、生け垣・フェンス等による遮蔽、または植栽等による修景をするなど、周辺景観に配慮することというような景観形成の基準をつくっております。まずは届出、または景観の事前協議に対しまして、そういった協議を行っていくこととなります。

（「状況による」と呼ぶ者あり）

◆寺坂寛夫委員 まあ、分かりました。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 いずれにしても、事前協議ということでね、できるだけ指導っていいですか、その辺の景観指導というのを。低けりゃあいい、空き地があればいい、天場とすればいいっちゅうもんでもないような気もしますし、その辺の市街化区域内で、この地区がありますが、ここで、住宅地、住宅から、用途区域が。その考え方を大事にしてもらって協議してもらやあ、問題ないかと思います。例えば、市街地でも、空き地があれば全部、じゃあ、実は、住宅地ですよ。これは、あくまでも、これは太陽光ではない、住宅ではないで。基本的には、住宅を有効とすると。住宅に屋根にするのは問題ないでしょうけど。その辺のね、考え方をもう少し、ど

この、都市政策が窓口だと思うけど、その辺の基本的な考え方は、その辺が大事かなと、私思っています。景観に合わせてね、あらゆる、設置箇所についても、その用途区域に合わせた整備を指導していくという格好で。その辺がちょっと難しいかもわからんけど、その辺は。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 用途区域の中で、できる行為であれば、規制、規制はできないことにはなるんですけども、そうですね、そうですね、ちょっと関係課等と、その辺り、もう少し、その規制を行うための、うん、そういう手法がないかどうかということについては、協議をしてみたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。いいですね。質疑なしと認め、質疑を終結をします。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。なし。はい。討論なしと認め、討論を終結をします。

これより、議案第53号鳥取市景観形成条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決をすべきものと決定しました。

議案第54号鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第54号鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、前回の委員会において、執行部より説明をいただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言をお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結をします。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認め、討論を終結をします。

これより、議案第54号鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決をすべきものと決定しました。

議案第63号市道の路線の認定について（質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第63号市道の路線の認定については、前回の委員会において、執行部より説明をいただいております。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次発言をお願いします。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結をします。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結をします。

これより、議案第63号市道の路線の認定についてを採決をします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第65号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。議案第65号関係を、道路課、建築住宅課の順番に説明します。

資料3の2ページを御覧ください。都市整備部、補正額2億8,992万4,000円、補正後の額68億4,053万、えっ、53万円です。

では、道路課から順番に説明させていただきます。予算書は19ページ、事業別一覧は3ページの3番となります。目道路維持費、細目除雪関係費2億8,970万円の増額をさせていただいております。この補正は、2月25日の常任委員会でも一部説明いたしましたが、2月7日～8日まで、鳥取気象台の累積降雪量51センチ、6時間降雪量、観測初となる37センチの降雪があったため、除雪、歩道除雪、交差点部における道路の排雪、市民排雪場の開設に費用を要し、除雪費の不足が見込まれるため、追加提案を行うものでございます。なお、追加提案の中には、3月の除雪費についても見込んで提案しております。

道路課、補正額2億8,970万円、補正後の額32億4,397万円です。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。建築住宅課の補正について説明いたします。資料3の3ページを御覧ください。土木費、住宅費、住宅管理費の（その他住宅管理事務費）です。予算書は19ページ、事業一覧は3ページになります。これは、市営住宅徳吉団地で発生した漏水事故による賠償金について計上させていただくものです。補正額は、22万4,000円の増額です。補正後の額は6億5,131万5,000円です。

続いて、4ページを御覧ください。その他住宅管理事務費の詳細になります。令和7年11月25日に、市営住宅徳吉団地で発生した漏水事故につきまして、12月8日の本委員会で、事故発生時の経過を報告させていただいておりますが、漏水被害を受けた相手方とのその後の協議の結果、損害賠償金額が確定し、令和8年2月19日に示談書の締結をしました。

損害賠償額としまして、物品補償、一時避難場所の宿泊費、移転補償費など、補正額22万4,000円を計上するものです。財源は一般財源です。なお、早急に水漏れ被害の対応を行う必要

があったことから、既決予算で流用し執行しておりますが、当該予算について、本議会において議決承認をお願いするものです。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 続きまして、繰越明許費について説明いたします。資料3の5ページを御覧ください。予算書は28ページです。住宅維持補修費と市営住宅長寿命化対策費の2つの事業について、繰越しをお願いするものでございます。

資料3の6ページを御覧ください。住宅維持補修費でございます。予算額7,318万3,000円のうち、委託料3,587万3,000円に対しまして、繰越額1,420万6,000円を計上させていただくものです。これは、賀露団地斜面对策検討測量設計業務について繰越しをお願いするものでございます。

市営住宅賀露団地R棟南東面の既設ブロック積み擁壁は、経年劣化により、クラックや隙間が生じており、今後の災害などによる被害の発生が懸念されております。現在、擁壁補強工事の測量設計業務を行ってるところですが、擁壁下の市有地に隣接する民家の下水配管や、工事を施工する際、支障となるものの移転補償費などを算定する追加の業務が発生し、日数を要することとなり、年度内に業務を完了させることが困難となったため、委託料1,420万6,000円の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、資料3の7ページを御覧ください。市営住宅長寿命化対策費でございます。予算額2億6,887万2,000円のうち、委託料6,943万5,000円に対しまして、繰越額4,493万5,000円を計上させていただくものです。これは、浪花団地改修事業実施設計について、繰越しをお願いするものでございます。

2月25日の本委員会におきまして、市営住宅長寿命化対策費のうち、工事請負費2,640万の繰越しをお願いしておりましたが、その後、浪花団地改修事業実施設計の業務におきまして、改修事業に対する入居者の意向に変化が生じたことにより、再度の入居者との協議、調整及びこれに伴う追加の業務に時間を要することとなり、年度内の業務完了が困難となったことから、委託料の4,493万5,000円の繰越しを新たに追加させていただき、市営住宅長寿命化対策費の繰越額合計7,133万5,000円の繰越しをお願いするものでございます。

建築住宅課、繰越額の合計は、8,554万1,000円でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 質疑のある方は、順次発言をお願いします。谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 谷口です。市営住宅長寿命化対策費の浪花団地の件ですが、その繰越しの理由で、入居者の要望、状況が変更になりとあるのですが、戸数は何戸、そういった変更があったのか教えてください。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。浪花団地の入居者の方の、意向の変更ということで4件、もともと仮移転、本移転をされないと希望されていた方の要望というかが変わりまして、改修の範囲が広がったということになります。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。今の件なんですけど、もう一度御説明いただきたいんですけど、当

初設計において改修を希望していない入居者で、改修を希望しないことが、そもそもできるという理解でよろしいでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。耐用年数が過ぎたものにつきましては、払下げもできるということになっておりまして、その団地内のうち、その払下げを希望されてる方もいらっしゃるもので、ただ、その協議、設計業務を進める中で、何度か協議を、また、できるだけ入居者の方の希望に添えるようにということで、払下げを希望されていた方が、仮移転なり本移転にということで変更があったのでといったことです。

すみません、ちょっとおかしかったですね。改修工事を希望されないということではできるといことで、4件、もともと改修、そうですね、払下げを希望されているという方がいらっしゃるということです。以上です。

◆太田 縁委員 払下げを希望しとったけど。

（「改修を」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 すみません、確認です。もともと払下げを希望しておられたけれ、払下げを希望しておられて、改修は希望されてなかったけれども、改修をされたいという理解でよろしいでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 再々ですが、建築住宅課、宮部です。すみません、ちょっと説明の仕方が悪かったですけど、払下げを、希望されていた方につきましては、改修をしないということになっておりましたので、その後、気持ちの変化があったということで、戻ってこられるとか、出られるとか、そういったことで、改修工事に変更になったということです。以上です。

◆太田 縁委員 分かりました。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 今の話ですけれども、そのまま改修されずに払下げされるっていう戸数もあるんでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 1件のみ、払下げをまだ希望されてる方がいらっしゃるもので、それにつきましては、改修はしないということで、了解をいただいております。以上です。

◆谷口明子副委員長 分かりました。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。いいですね。質疑なしと認め、質疑を終結します。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第65号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決をします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

報告第5号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、報告に入ります。報告第5号専決処分事項の報告についてを説明ください。宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。報告第5号専決処分事項の報告について説明いたします。資料3の4ページを御覧ください。付議案は11ページです。先ほど、2月補正、追加補正でも説明いたしました、令和7年11月25日に、市営住宅徳吉団地で発生した、3階住戸のトイレ給水管から漏水し、2階住戸が浸水したことにより、家財などを損傷した漏水事故につきまして、被害を受けた相手方と和解が成立したものです。

12月8日の本委員会報告後の経過としましては、被害を受けた入居者との協議を行った結果、損害賠償額の合意が整い、令和8年2月19日に示談書の締結をしました。損害賠償額は8万7,400円となっております。

損害賠償額の内容につきましては、早急に対応が必要であった一時避難場所の利用料、布団のクリーニング、被害に遭った住戸からの引っ越し費用を補償しております。なお、入居者の方には、同じ団地内の別の住戸へ移転していただいております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。よろしいですね。

報告第6号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 次に、報告第6号専決処分事項の報告についてを説明ください。宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。続きまして、報告第6号専決処分事項の報告について説明いたします。同じく、資料3の4ページを御覧ください。付議案は13ページです。先ほどの報告5号と同じく、市営住宅徳吉団地で発生した漏水事故により浸水被害を受けた、1階住戸の入居者と和解が成立したもので、損害賠償額の合意が整い、令和8年2月19日に示談書の締結を行いました。損害賠償額は13万6,360円となっております。損害賠償額の内容につきましては、一時避難所の利用料、生活用品の提供、被害のあった住戸からの引っ越し費用を補償しております。こちらにつきましても、入居者の方には、同じ団地内の別の住戸へ移転していただいております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。

（「なしだ」と呼ぶ者あり）

（「なしだよね」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 よろしいですね。

令和7年度自動運転バス実証事業の報告について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、その他報告事項に入ります。令和7年度自動運転バス実証事業

の報告についてを説明ください。宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。それでは、資料3ですね、8ページ目を御覧ください。令和7年度自動運転バス実証事業の報告でございます。こちら、昨年12月に実施いたしました実証事業の結果について報告をさせていただきます。

資料の右側を御覧ください。今回の試乗ルートでございますけれども、今回は、鳥取バスターミナルを出発しまして、若桜街道を北に向かいまして、片原通り、鹿野街道、鳥取城跡を通過して、バスターミナルへ帰ってくるといったルートといたしまして、可能な限り、くる梨の緑コースに近づける形で実証いたしました。

資料の左側を御覧ください。実証期間ですけれども、12月12日～17日までの6日間、試乗を行いまして、この間の自動運転率ですけれども、95.9%ということで、昨年度よりも若干向上したといった結果となっております。こちらの上昇につきましては、自動運転システム、こちらのシステムが向上したといったところが大きなものかなと思っております。

また、試乗者を対象としましたアンケートでございますが、円グラフを御覧ください。自動運転に対する信頼度でございますが、信頼・やや信頼と回答された方が、全体の87%といったこととございました。一方で、右側の円グラフですけれども、実際に、乗務員なしで、無人になった場合にはどう思うかといった問いに対しましては、68%が、やや不安・不安と回答されたといった結果となりました。具体的には、緊急時であったり、事故があった場合の対応について、無人だと不安であるといった回答が多かったといった結果となりました。

こういった実証事業の詳細については、実績報告書とまとめまして、後日、市の公式ウェブサイトにて公開する予定としております。

続きまして、下のほうですね、3番です。今後の取組方針について説明させていただきます。この自動運転システムですけれども、レベルがどんどん向上しておりまして、本市が使用いたしました車両を用いて、レベル4走行をしておられる自治体も、全国には見られるようになりました。本市におきましても、一部区間でありましたら、無人走行も可能な段階が見えてきたのかなと思っております。

一方で、国からは、実証事業につきましては補助金が頂けるわけですけれども、導入後につきましては、そのランニングコスト等については、国の補助制度がないといったことがございまして、これが、事業継続性や採算性にとって大きな課題となっているということでございます。

バス事業者と協議しておりますが、バス事業者からも、将来的にバス事業として継続していくためには、やはり、ビジネスモデルの構築が必要といったことを御意見としていただいております。鳥取市次世代モビリティ推進会議でも議論しておりますが、令和8年度におきましては、実証運行をせずに、自動運転技術を、こういった具合に活用するのかという議論を深めていきたいという具合に考えております。

また、県内の状況ですけれども、米子市でも自動運転が始まっておりまして、こちらの鳥取市でやっております事業者とは、別の事業者が入っておられます。そういった中で、バス会社と話す中で、鳥取県の東と西で、別々にやってもいけないので、それぞれの車両のいいところ、悪いところをですね、しっかり比較検証をして、今後につなげていきたいというような御

意見もいただいておりますので、私たちも、そういった米子の事例を見ながら、どちらを選べばいいのかといったことも含めまして検討していきたいと思っております。

また、国の資料を拝見いたしますと、近年、AIを活用しました自動車両もどんどん入ってきております。また、国の試算では、こういった車両が量産されると、価格が下がってくるというようなこともございますので、まだ、現時点では、かなり車両も高価なものでございますので、そういった、どのタイミングで購入すれば、一番、市にとってメリットがあるのかといったことも踏まえながら、各方面から情報を収集して、次の段階に進むタイミングを考えていきたいと思っております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 谷口です。8年度は、実証運行を行わずに、その研究というか、協議とか、活用策をとということでありますけれども、今の緑、くる梨の緑コースを、今までというか、今回とその前と、その前かな、されてましたけれども、また、コースを変更されるとか、それとか、そのまま緑コースでこの自動運転バスを実現していこうとされているのか、こういった方向性を考えておられるのか伺います。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。自動運転のルート設定でございますけれども、もちろん、市街地で、今、実証を重ねておりますけれども、中山間地等もですね、やはり鳥取市では生活交通の確保が課題となっておりますので、今、くる梨で代替しようと思いますと、今運行しております、あれぐらいのバスぐらいの大きさが、車両が必要ですが、例えば中山間地ですと、もう少し小さなものでも構わないということも出てきてまいりますので、どこのコースに、どこの車両を入れるのがいいのかということと、あと費用面、そういったことも含めながら、全市的に考えていけたらなと思っております。

◆加藤茂樹委員長 谷口副委員長。

◆谷口明子副委員長 全市的に考える、検討していくっていうお話でしたけれども、実証実験、今後される際、1区間だけとか、複数区間とか、そういったことも考えていかれるのでしょうか。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。こちらで、国の補助制度を活用するとすればですが、今、令和6年度の時点で、実は、吉岡温泉のほうで実証事業をしようとしたしまして、その際に、実際、国に申請をいたしました。ただ、その際には、利用者数、利用者が、なかなか確保は見込まれないというようなことでですね、採択されなかったという経過もございますので、国の補助を使うのであれば、やはり利用していただけるところで実証するっていうことが必要なのかなと思っております。

また、あと、国のほうが、令和6年度までは、10分の10で補助金が出ておりましたが、今年から5分の4という具合になりまして、どんどん国のほうもですね、そういった地方、地域のほうに負担を求めるようになってきておりますので、そういったコース設定につきましては、

少し慎重に考えていけたらなと思っております。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。

◆加藤茂樹委員長 以上で、建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会に切り替えます。

予算審査特別委員会建設水道分科会切替え午後1時59分 休憩

建設水道委員会午後3時50分 再開

【その他】

閉会中継続調査申出書（案）について

◆加藤茂樹委員長 それでは、建設水道委員会を再開します。

その他といたしまして、閉会中の継続調査申出書について、お配りしておりますとおり、議長に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 多分、皆さんのお手元に、1枚、9項目のやつで、いつも、いつものやつです。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 よろしいですね。はい。それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、全ての日程を終了しましたので、建設水道委員会を閉会します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 お疲れさまでした。

午後3時51分 閉会

令和8年2月鳥取市議会定例会

建設水道委員会・予算審査特別委員会建設水道分科会

令和8年3月9日（月） 10:00～
本庁舎7階 第2委員会室

水道局 (10:00～)

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案（質疑・討論・採決）

議案第56号 鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案（質疑）

議案第19号 令和8年度鳥取市水道事業会計予算

議案第20号 令和8年度鳥取市工業用水道事業会計予算

下水道部 (水道局終了後)

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案（質疑・討論・採決）

議案第55号 鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

2. その他

- ・鳥取市下水道等事業カーボンニュートラルプランの策定について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案（質疑）

議案第6号 令和8年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第21号 令和8年度鳥取市下水道等事業会計予算

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案 (質疑・討論・採決)

議案第 53 号 鳥取市景観形成条例の一部改正について

議案第 54 号 鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 63 号 市道の路線の認定について

2. 議案【追加分】(説明・質疑・討論・採決)

議案第 65 号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算 (第9号) 【所管に属する部分】

3. 報告【追加分】

報告第 5 号 専決処分事項の報告について

報告第 6 号 専決処分事項の報告について

4. その他

- ・令和7年度自動運転バス実証事業の報告について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案 (質疑)

議案第 6 号 令和8年度鳥取市一般会計予算 【所管に属する部分】

議案第 7 号 令和8年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算

----- < 建設水道委員会 > -----

- ・閉会中継続調査申出書 (案) について